

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会

電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ

(第5回) 御説明資料



令和6年8月6日

一般社団法人テレコムサービス協会



一般社団法人テレコムサービス協会の紹介

○ 沿革

平成6年に特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。平成24年4月に一般社団法人に移行

○ 会員

全国11支部に292会員が加盟（令和6年7月10日現在）

会員は電気通信事業、情報サービス事業、ISP事業、CATV事業、地域情報化推進事業などを行う通信事業者及び情報通信事業者などのICT関連企業

主な会員企業（会長、副会長及び常任理事会社）

インテック、インターネットイニシアティブ、スターネット、日本アイ・ビー・エム、日本電気、富士通、ミロク情報サービス、NTTデータグループ、TIS、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスコスモス、ビッグロブ、三菱電機インフォメーションネットワーク、メイテツコム

○ ビジョン

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

○ 主な活動

- ・多様なネットワークサービス事業の創出 — 技術の発展や政策動向を踏まえた事業創出や課題解決等
- ・健全な競争市場の発展 — 規制緩和で実現した情報通信市場で、更なる公正なICT競争市場の発展
- ・安全・安心なネットワーク社会の実現 — 違法・有害情報への対応などICTサービスの安全性の向上

【事業者における取組（案）に対する意見 1/2】

第4回WG資料 4-1 電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直しの検討について（案）P8からP12まで

① 電気通信番号使用計画の認定の確認

本取組案に対し、基本的には賛成である。

具体的な確認方法を明確に定め、現場での運用に疑義が発生しないよう要望する。

② 番号の提供数の制限

本取組案に対し、基本的には賛成である。

「事業実績を確認し、実績の少ない事業者には大量の番号を提供しないよう制限を設けることが有効、具体的には、例えば、事業実績が6ヶ月未満の事業者には提供可能な番号を50番号に制限してはどうか。」に関しては、以下の2点に特に留意し、より実効性を高めるものとするよう検討すべきである。

- (1) 他業種からを含め、電気通信事業へのマーケットインを阻害しないこと
- (2) 悪質事業者によるエージング行為などの規制逃れを許さないこと

【 事業者における取組（案）に対する意見 2/2 】

③本人確認、④当人確認及び⑤与信審査

卸先事業者の与信確認等、事業者として健全な事業運営に引き続き努めていくものの、現状では新たな規制の導入の必然性はなく、これらの取組案には反対である。

⑥二次卸の禁止

二次卸の禁止に関しては、一部の悪質な事業者の存在により電気通信の卸ビジネス全体を否定するものと言え、過度な規制と言わざるを得ない。弊協会として受容できるものではないとの認識である。

また、MVNOやFVNOを広く利用している国民・利用者への影響も大きい。
本取組案には、強く反対する。

テレコムサービス協会としましても、電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿として、今後とも国民生活や経済活動において、有限希少な電気通信番号がニーズ等に合わせて適切に利用できる状態にすること及び電気通信番号が使用されているサービス（固定電話、携帯電話等）を利用者が安心して使えるようにすること、に取り組んで参ります。